

## 滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

## (1) 法人事業税

徴収猶予の手続について、申請書の記載事項に、徴収猶予を受けようとする法人の法人番号を追加することとします。（第38条の6の2関係）

## (2) 不動産取得税

取得の申告、特例控除、減額、徴収猶予等の手続について、各申告書等の記載事項に、当該申告書等を提出しようとする者の個人番号または法人番号を追加することとします。（第39条の2、第39条の7、第39条の12、第39条の15の2、第39条の16、第39条の16の2、第39条の16の3、第39条の16の4、第39条の16の5、付則第9条関係）

## (3) ゴルフ場利用税

特別徴収義務者の登録の手続について、申請書の記載事項に、登録を申請しようとする者の個人番号または法人番号を追加することとします。（第41条の7関係）

## (4) 軽油引取税

ア 特別徴収義務者の登録の手続について、申請書の記載事項に、登録を申請しようとする者の個人番号または法人番号を追加することとします。（第58条の8関係）

イ 軽油を返還した場合における手続について、届出書の記載事項に、当該届出を行おうとする者の個人番号または法人番号を追加することとします。（第58条の15関係）

## (5) 鉱区税

納税義務者が行う申告の手続について、申告書の記載事項に、当該申告を行おうとする者の個人番号または法人番号を追加することとします。（第79条関係）

## (6) 固定資産税

減免の手続について、申請書の記載事項に、当該申請を行おうとする者の個人番号または法人番号を追加することとします。（第113条関係）

## 3 その他

- (1) この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を規定することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

## 滋賀県税条例 新旧対照表

旧	新
第1条～第38条の6 省略  (法人の事業税の徴収猶予) 第38条の6の2 法第72条の38の2第1項または第6項の徴収猶予を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、当該事業税の申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。 (1) 法人の名称、代表者の氏名 <u>および事務所の所在地</u>  <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	第1条～第38条の6 省略  (法人の事業税の徴収猶予) 第38条の6の2 法第72条の38の2第1項または第6項の徴収猶予を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、当該事業税の申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。 (1) 法人の名称、代表者の氏名、 <u>主たる事務所の所在地および法人番号</u> <u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)</u> (法人番号を有しない者にあっては、名称、代表者の氏名 <u>および主たる事務所の所在地。</u> 第3項、第39条の16の3および第39条の16の5において同じ。) (2)～(5) 省略
2 省略 3 法第72条の38の2第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の徴収猶予の期間の延長の申請をしようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予の期間の延長を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 法人の名称、代表者の氏名 <u>および事務所の所在地</u> (2)～(5) 省略	2 省略 3 法第72条の38の2第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の徴収猶予の期間の延長の申請をしようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予の期間の延長を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 法人の名称、代表者の氏名、 <u>主たる事務所の所在地および法人番号</u> (2)～(5) 省略
第38条の7～第39条 省略  (不動産取得税の課税標準の特例) 第39条の2 省略 2～4 省略	第38条の7～第39条 省略  (不動産取得税の課税標準の特例) 第39条の2 省略 2～4 省略

5 前項の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併せて申告しなければならない。	5 前項の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併せて申告しなければならない。
(1) 当該住宅を取得した者の氏名または名称および住所または所在地     	(1) 当該住宅を取得した者の氏名または名称、住所 または主たる事務所の所在地および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地。第39条の7、第39条の12、第39条の16、第39条の16の2、第41条の7、第58条の8、第58条の15、第79条および第113条ならびに付則第9条において同じ。）
(2)・(3) 省略	(2)・(3) 省略
6～17 省略	6～17 省略
第39条の3～第39条の6 省略	第39条の3～第39条の6 省略
(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務)	(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務)
第39条の7 不動産を取得した者は、不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。	第39条の7 不動産を取得した者は、不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。
(1) 不動産を取得した者の住所および氏名または名称   	(1) 不動産を取得した者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号
(2)・(3) 省略	(2)・(3) 省略
2・3 省略	2・3 省略
第39条の8～第39条の11 省略	第39条の8～第39条の11 省略
(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)	(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)
第39条の12 省略	第39条の12 省略
2～4 省略	2～4 省略

<p>5 前項の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併せて申告しなければならない。</p> <p>(1) 当該土地を取得した者の氏名または名称および住所または所在地</p>	<p>5 前項の申告をしようとする者は、当該申告の際、次に掲げる事項を併せて申告しなければならない。</p> <p>(1) 当該土地を取得した者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号</p>
<p>(2)~(4) 省略</p> <p>6~9 省略</p>	<p>(2)~(4) 省略</p> <p>6~9 省略</p>
<p>第39条の13~第39条の15 省略</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)</p> <p>第39条の15の2 省略</p>	<p>第39条の13~第39条の15 省略</p> <p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)</p> <p>第39条の15の2 省略</p>
<p>2 前項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該住宅を取得した者の氏名および住所</p>	<p>2 前項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該住宅を取得した者の氏名、住所および個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名および住所。第4項において同じ。）</p>
<p>(2)~(5) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(2)~(5) 省略</p> <p>3 省略</p>
<p>4 前項の徵収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、当該住宅に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該住宅を取得した者の氏名および住所</p>	<p>4 前項の徵収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、当該住宅に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該住宅を取得した者の氏名、住所および個人番号</p>
<p>(2)~(5) 省略</p> <p>5~8 省略</p>	<p>(2)~(5) 省略</p> <p>5~8 省略</p>
<p>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)</p> <p>第39条の16 省略</p>	<p>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)</p> <p>第39条の16 省略</p>

- 2 前項の減額の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 被収用不動産等の取得者の名称および事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所
  - (2)～(6) 省略
  - (7) 申請者の氏名および住所または名称および事務所の所在地
- 
- 3 省略
- 4 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (1) 被収用不動産等の取得予定者の名称および事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所
  - (2)～(6) 省略
  - (7) 申請者の氏名および住所または名称および事務所の所在地
- 
- 5～7 省略
- 8 第6項の還付の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (1) 被収用不動産等の取得者の名称および事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所
  - (2)～(6) 省略
  - (7) 申請者の氏名および住所または名称および事務所の所在地
- (譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)
- 
- 第39条の16の2 省略
- 2 前項の減額の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 被収用不動産等の取得者の名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所
  - (2)～(6) 省略
  - (7) 申請者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号
- 
- 3 省略
- 4 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (1) 被収用不動産等の取得予定者の名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所
  - (2)～(6) 省略
  - (7) 申請者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号
- 
- 5～7 省略
- 8 第6項の還付の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (1) 被収用不動産等の取得者の名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所
  - (2)～(6) 省略
  - (7) 申請者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号
- (譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

2 前項の納税義務の免除の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。	2 前項の納税義務の免除の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
(1) 譲渡担保財産の設定者および債務者の <u>住所</u> および <u>氏名</u> または <u>名称</u>	(1) 譲渡担保財産の設定者および債務者の <u>氏名</u> または <u>名称</u> および <u>住所</u> または <u>主たる事務所の所在地</u>
(2) 譲渡担保権者の <u>住所</u> および <u>氏名</u> または <u>名称</u>	(2) 譲渡担保権者の <u>氏名</u> または <u>名称</u> 、 <u>住所</u> または <u>主たる事務所の所在地</u> および <u>個人番号</u> または <u>法人番号</u>
(3)~(8) 省略	(3)~(8) 省略
3 省略	3 省略
4 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が譲渡担保財産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。	4 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が譲渡担保財産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。
(1) 譲渡担保財産の設定者および債務者の <u>住所</u> および <u>氏名</u> または <u>名称</u>	(1) 譲渡担保財産の設定者および債務者の <u>氏名</u> または <u>名称</u> および <u>住所</u> または <u>主たる事務所の所在地</u>
(2) 譲渡担保権者の <u>住所</u> および <u>氏名</u> または <u>名称</u>	(2) 譲渡担保権者の <u>氏名</u> または <u>名称</u> 、 <u>住所</u> または <u>主たる事務所の所在地</u> および <u>個人番号</u> または <u>法人番号</u>
(3)~(6) 省略	(3)~(6) 省略
5~7 省略	5~7 省略
8 第6項の還付の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が譲渡担保財産の取得であつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。	8 第6項の還付の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が譲渡担保財産の取得であつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。
(1) 譲渡担保財産の設定者および債務者の <u>住所</u> および <u>氏名</u> または <u>名称</u>	(1) 譲渡担保財産の設定者および債務者の <u>氏名</u> または <u>名称</u> および <u>住所</u> または <u>主たる事務所の所在地</u>
(2) 譲渡担保権者の <u>住所</u> および <u>氏名</u> または <u>名称</u>	(2) 譲渡担保権者の <u>氏名</u> または <u>名称</u> 、 <u>住所</u> または <u>主たる事務所の所在地</u> および <u>個人番号</u> または <u>法人番号</u>
(3)~(8) 省略	(3)~(8) 省略
(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)	(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)
第39条の16の3 省略	第39条の16の3 省略

<p>2 前項の納税義務の免除の申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の納税義務の免除の申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 再開発会社の名称、代表者の氏名<u>および事務所の所在地</u> _____ならびに事業および地区</p>	<p>(1) 再開発会社の名称、代表者の氏名、<u>主たる事務所の所在地および法人番号</u>ならびに事業および地区</p>
<p>(2) 省略</p>	<p>(2) 省略</p>
<p>(3) 都市再開発法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者で当該不動産を譲り受けたものまたは当該公共施設に係る不動産を譲り受けた者の<u>住所および氏名</u>（法人にあっては、その事務所の所在地および名称）</p>	<p>(3) 都市再開発法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者で当該不動産を譲り受けたものまたは当該公共施設に係る不動産を譲り受けた者の<u>氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地</u></p>
<p>(4)～(6) 省略</p>	<p>(4)～(6) 省略</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 省略</p>
<p>4 前項の徴収猶予を受けようとする再開発会社は、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が建築施設の部分または公共施設に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。</p>	<p>4 前項の徴収猶予を受けようとする再開発会社は、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が建築施設の部分または公共施設に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 再開発会社の名称、代表者の氏名<u>および事務所の所在地</u> _____ならびに事業および地区</p>	<p>(1) 再開発会社の名称、代表者の氏名、<u>主たる事務所の所在地および法人番号</u>ならびに事業および地区</p>
<p>(2) 省略</p>	<p>(2) 省略</p>
<p>(3) 都市再開発法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者または当該公共施設に係る不動産を譲り受けこととなる者の<u>住所および氏名</u>（法人にあっては、その事務所の所在地および名称）</p>	<p>(3) 都市再開発法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者または当該公共施設に係る不動産を譲り受けこととなる者の<u>氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地</u></p>
<p>(4)～(6) 省略</p>	<p>(4)～(6) 省略</p>
<p>5 第3項の還付を受けようとする再開発会社は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が建築施設の部分または公共施設に係る不動産の取得であつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。</p>	<p>5 第3項の還付を受けようとする再開発会社は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が建築施設の部分または公共施設に係る不動産の取得であつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 再開発会社の名称、代表者の氏名<u>および事務所の所在地</u> _____ならびに事業および地区</p>	<p>(1) 再開発会社の名称、代表者の氏名、<u>主たる事務所の所在地および法人番号</u>ならびに事業および地区</p>

(2) 省略	(2) 省略
(3) 都市再開発法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者で当該不動産を譲り受けたものまたは当該公共施設に係る不動産を譲り受けた者の <u>住所および氏名</u> （法人にあつては、その事務所の所在地および名称）	(3) 都市再開発法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者で当該不動産を譲り受けたものまたは当該公共施設に係る不動産を譲り受けた者の <u>氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地</u>
(4)～(6) 省略	(4)～(6) 省略
(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)	(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)
第39条の16の4 省略	第39条の16の4 省略
2 前項の納税義務の免除を受けようとする農地利用集積円滑化団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。	2 前項の納税義務の免除を受けようとする農地利用集積円滑化団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
(1) 農地利用集積円滑化団体等の名称 <u>および事務所の所在地</u> _____ならびに代表者の氏名および住所	(1) 農地利用集積円滑化団体等の名称、 <u>主たる事務所の所在地および法人番号</u> （法人番号を有しない者にあつては、 <u>名称および主たる事務所の所在地</u> 。以下この条において同じ。）ならびに代表者の氏名および住所
(2) 省略	(2) 省略
(3) 譲受人または交換人の <u>住所および氏名</u> （法人にあつては、 <u>その所在地および名称</u> ）ならびに譲渡または交換の年月日	(3) 譲受人または交換人の <u>氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地</u> ならびに譲渡または交換の年月日
(4) 省略	(4) 省略
3 省略	3 省略
4 前項の徴収猶予を受けようとする農地利用集積円滑化団体等は、第39条の7の規定により、当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。	4 前項の徴収猶予を受けようとする農地利用集積円滑化団体等は、第39条の7の規定により、当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。
(1) 農地利用集積円滑化団体等の名称 <u>および事務所の所在地</u> _____ならびに代表者の氏名および住所	(1) 農地利用集積円滑化団体等の名称、 <u>主たる事務所の所在地および法人番号</u> ならびに代表者の氏名および住所
(2) 省略	(2) 省略
(3) 譲受予定人または交換予定人の <u>住所および氏名</u> （法人にあつては、 <u>その所在地および名称</u> ）ならびに譲渡または交換の年月日	(3) 譲受予定人または交換予定人の <u>氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地</u> ならびに譲渡または交換の年月日

(4) 省略

5～7 省略

8 第6項の還付を受けようとする農地利用集積円滑化団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 農地利用集積円滑化団体等の名称および事務所の所在地

\_\_\_\_\_ならびに代表者の氏名および住所

(2) 省略

(3) 譲受人または交換人の住所および氏名（法人にあつては、その所在地および名称）ならびに譲渡または交換の年月日

(4) 省略

（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等）

第39条の16の5 省略

2 土地改良区が、前項の納稅義務の免除の申請をするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 土地改良区の名称、代表者の氏名および事務所の所在地

\_\_\_\_\_

(2) 省略

(3) 譲受予定人の所在および氏名

\_\_\_\_\_ならびに譲渡年月日

(4) 省略

3 省略

4 前項の徵収猶予を受けようとする土地改良区は、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が換地に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなけれ

(4) 省略

5～7 省略

8 第6項の還付を受けようとする農地利用集積円滑化団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 農地利用集積円滑化団体等の名称、主たる事務所の所在地および法人番号ならびに代表者の氏名および住所

(2) 省略

(3) 譲受人または交換人の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに譲渡または交換の年月日

(4) 省略

（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等）

第39条の16の5 省略

2 土地改良区が、前項の納稅義務の免除の申請をするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 土地改良区の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地および法人番号

(2) 省略

(3) 譲受予定人の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに譲渡年月日

(4) 省略

3 省略

4 前項の徵収猶予を受けようとする土地改良区は、第39条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、当該不動産に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が換地に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなけれ

ばならない。

(1) 土地改良区の名称、代表者の氏名および事務所の所在地

\_\_\_\_\_

(2) 省略

(3) 譲受予定人の住所および氏名

\_\_\_\_\_ならびに譲渡年月日

(4) 省略

5~7 省略

8 第6項の還付の申請をする土地改良区は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が換地に係る不動産の取得であつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 土地改良区の名称、代表者の氏名および事務所の所在地

\_\_\_\_\_

(2) 省略

(3) 譲受人の住所および氏名\_\_\_\_\_ならびに譲渡年月日

(4) 省略

第39条の17~第41条の6 省略

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録)

第41条の7 省略

2 前項の規定による登録の申請書（以下本節中「登録申請書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所および氏名または名称\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(2)~(6) 省略

3・4 省略

ばならない。

(1) 土地改良区の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地および法人番号

(2) 省略

(3) 譲受予定人の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに譲渡年月日

(4) 省略

5~7 省略

8 第6項の還付の申請をする土地改良区は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産の取得が換地に係る不動産の取得であつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 土地改良区の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地および法人番号

(2) 省略

(3) 譲受人の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに譲渡年月日

(4) 省略

第39条の17~第41条の6 省略

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録)

第41条の7 省略

2 前項の規定による登録の申請書（以下本節中「登録申請書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の\_\_\_\_\_氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号

(2)~(6) 省略

3・4 省略

第41条の8～第58条の7 省略

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第58条の8 省略

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事務所または事業所の営業を開始しようとする場合

ア 特別徴収義務者の氏名または名称および住所  
ならびに法人にあつてはその代表者の氏名

イ～カ 省略

(2) 事務所または事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

ア 特別徴収義務者の氏名または名称および住所  
ならびに法人にあつてはその代表者の氏名

イ～カ 省略

(3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合

ア 特別徴収義務者の氏名または名称および住所  
ならびに法人にあつてはその代表者の氏名

イ 省略

ウ 当該納入を受ける者の氏名または名称および住所

エ 省略

3～9 省略

第58条の9～第58条の14 省略

第41条の8～第58条の7 省略

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第58条の8 省略

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事務所または事業所の営業を開始しようとする場合

ア 特別徴収義務者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地  
および個人番号または法人番号ならびに法人にあつてはその代表者の氏名

イ～カ 省略

(2) 事務所または事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

ア 特別徴収義務者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地  
および個人番号または法人番号ならびに法人にあつてはその代表者の氏名

イ～カ 省略

(3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合

ア 特別徴収義務者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地  
および個人番号または法人番号ならびに法人にあつてはその代表者の氏名

イ 省略

ウ 当該納入を受ける者の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地

エ 省略

3～9 省略

第58条の9～第58条の14 省略

(軽油を返還した場合における措置)

第58条の15 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部または一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から1月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の氏名または名称および住所

\_\_\_\_\_ならびに法人にあつてはその代表者の氏名

(2)～(6) 省略

2・3 省略

第58条の16～第78条 省略

(鉱区税の賦課徴収に関する申告の義務)

第79条 鉱区税の納税義務者は、鉱区税を課されるべき事実が発生し、または消滅した場合においては、その発生し、または消滅した日から7日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限はその異動を生じた日から7日以内とする。

(1) 納税義務者の住所および氏名または名称\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(2)～(4) 省略

第80条～第112条 省略

(固定資産税の減免)

(軽油を返還した場合における措置)

第58条の15 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部または一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から1月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号ならびに法人にあつてはその代表者の氏名

(2)～(6) 省略

2・3 省略

第58条の16～第78条 省略

(鉱区税の賦課徴収に関する申告の義務)

第79条 鉱区税の納税義務者は、鉱区税を課されるべき事実が発生し、または消滅した場合においては、その発生し、または消滅した日から7日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限はその異動を生じた日から7日以内とする。

(1) 納税義務者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号

(2)～(4) 省略

第80条～第112条 省略

(固定資産税の減免)

第113条 省略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限(納期限前1月から納期限までの間において災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 納稅義務者の住所および氏名または名称 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(2)～(4) 省略

第114条～第150条 省略

付 則

第1条～第8条の2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 省略

2～5 省略

6 前項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 当該改修工事対象住宅を取得した者の氏名および住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(2)～(5) 省略

7 省略

第9条の2～第26条 省略

第113条 省略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限(納期限前1月から納期限までの間において災害を受けた者にあつては、その日から1月を経過した日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 納稅義務者の 氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号

(2)～(4) 省略

第114条～第150条 省略

付 則

第1条～第8条の2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 省略

2～5 省略

6 前項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 当該改修工事対象住宅を取得した者の氏名または名称、住所または主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号

(2)～(5) 省略

7 省略

第9条の2～第26条 省略